

接收解除の長期化が都市の居住機能回復に及ぼす影響の考察 — 戦災と長期接收を経た横浜の復興過程を例に —

Consideration of the influence that prolongation of the derequisition
 gives to the recovery of the residential function of the city
 — Revival process of Yokohama that passed through war damage and the long-term requisition —

○藤岡泰寛^{*1}

FUJIOKA Yasuhiro

This research aims to clear that a rehabilitation process in the city where an extended period
 was requisitioned by an occupation force. We assume the population recovery process to
 which an accident has occurred. 5 research tasks were established.

(1) The return process of the land and the building (2) Change in a rehabilitation plan

(3) The feature of the cooperated building (4) The building situation (about houses)

(5) The feature of the number of households recovery

In conclusion, we found out that the public, private cooperation and continuity in the prewar
 days and the postwar are important.

キーワード：戦災、長期接收、居住機能回復、復興計画

Keywords: War disaster, the long-term requisition, recovery of the residential function, revival plan

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

横浜市では終戦直前の 1945 年 5 月 29 日に米軍による
 空襲を受け、中区・西区・南区などの都心部を中心に市
 域の 34% を焼失した。終戦後 11 月に政府に設置された
 戦災復興院は、空襲によって被災した全国諸都市の戦災
 復興事業を担ったが、横浜市中心部は米軍（占領軍）によっ
 て広域に接收されていたため着手できずにいた^{注1)}。

長期にわたる接收期間中、横浜中心部の居住者（その
 多くは戦前の貿易商人を頂点とする商業関係者、あるいは、
 貿易関係の労働者であった）は接收地の周辺や隣接
 市町村に一時避難したり、疎開するなどして、将来の帰
 還に備えていた^{文献1)}。この間、県・市・商工会議所など
 が一体となって接收解除運動を展開したり、あるいは、
 個別にも接收解除陳情を行う動きがみられた。

事態が進展したのは、接收開始から 6 年が過ぎた 1951
 年 9 月 8 日の平和条約調印であった。この条約は翌 1952
 年 4 月 28 日に発効し日本は主権を回復し、これ以降、土

地建物も順次返還されていくこととなる。

一方で、ただ単に所有者に返還されるだけでは、再び
 木造家屋が無秩序に建ち並ぶことが容易に予想されたた
 め、横浜市は建設省から内藤亮一（以降、内藤）を建築
 局長に迎え（1952 年 10 月 4 日着任）、同年 5 月に施行
 されていた耐火建築促進法（以降、促進法）を活用し、
 広域に防火建築帯を指定することで都市の不燃化を図り、
 復興を強力に推進することを計画した。

この結果、横浜市中心部には促進法のもとで路線型の
 耐火建築群が多数建設され、都市の復興を支えていくこ
 ととなる。これらの復興建築群を対象とした研究として
 は、地方都市における防火建築帯の研究^{文献2)}をはじめ、
 横浜を対象とした研究では、造成初期の河合らによる入
 居実態に関する研究^{文献3)}のほかに、中井による空間構成
 要素に関する研究^{文献4)}、速水による内藤亮一に関する研
 究^{文献5)}などが挙げられる。

実態把握や建築的特徴への着目、建設経緯などが事例
 的に明らかとなりつつあるが、長期にわたる接收を経た

^{*1} 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 准教授 博（工）Associate Prof., Institute of Urban Innovation, Yokohama National Univ., Dr. Eng.

復興という特徴に着目し、帰還事業としての居住回復プロセスに着目した研究はほとんどみられない。

その理由として、全体棟数（後述するが1952～1961年度までで249棟の融資耐火建築が建設された）の約9割を占める民間主体の耐火建築群の実態がよくわかっていなかったことや、促進法にもとづく防火建築帯の造成が極めて不完全に終わり^{注2)}事業評価を困難なものとしていること、また、当時最も接收解除が待ち望まれたのは市街地の復興というよりは横浜港（1959年解除）の復興であったことなどが挙げられる。

加えて、震災はその人為性から自然災害とは異なる性質の災害であり、占領統治などの特殊性も含めて考えると将来同じような災害が起きる（再現される）可能性を想定しづらく、次なる災害への備えとなる復興過程の記録よりも、災害自体を二度と起こさないための被害状況や被災体験の記録（つまり平和教育）に偏りがちであったということもあろう。

しかし、被災者の生活再建の側からみると、復興プロセス（避難→仮居住→帰還（または避難先での再定住）→再建）には自然災害との共通点も多い。災害の多い我が国においては、こうした復興プロセスの共通点にも着目する姿勢が重要であると考えられる。

このような背景をふまえ、筆者はこれまで商業者家族による帰還後の住みこなしに着目した研究を進めてきた^{文献6)}。その結果、特に都心商業地においては、居住機能と商業機能の両面の同時回復が重要であること、超法規的なアプローチ開発による敷地の共同化・住商の複合建築化が有効であったことなどを明らかとしてきた。

本研究は、これらの背景をふまえ、建築単体から都市レベル（歴史的都心商業地である関内外地区全体）を対象を広げるとともに、経年変化・復興プロセスにも着目する。そして、復興に際して様々な都市機能の回復が求められるなかで、特に居住機能回復^{注3)}の観点から復興過程を明らかとすることを目的とする。また、回復促進要因があるとすればそれは何であったかを明らかとする。

1-2 研究の方法・フレーム

以上のような目的を明らかとするために、以下の5つの研究課題を設定した。

- ①解除後の土地・建物の返還過程を明らかとする
- ②促進法を活用した復興計画の変遷を明らかとする
- ③敷地共同化の特徴と分布状況を明らかとする
- ④公的住宅 / 民間住宅の各々の建設状況を明らかとする
- ⑤接收地における世帯数回復の特徴を明らかとする

2. 解除後の土地建物の返還過程について

まず、横浜市総務局作成の報告書^{文献7)}から、接收解除の年月日を抽出し、土地・建物別に図1に整理した。

平和条約の発効は1952年4月28日であるが、最初に接收解除となった大棧橋（1952年2月15日解除）を含めても、この年はわずか9箇所の解除にとどまった。接收解除・返還は一括ではなく段階的に進められたことがわかる。

たとえば、伊勢佐木商店街では、返還への期待が高まった1952年1月12日に、延べ8400坪に達する共同建築の構想を描いていたことが神奈川新聞にて報じられた。これは、当時防火建築帯の理想型とも言われた沼津防火建築帯の延べ面積（5238坪）の約1.6倍に達する規模であったが、この構想は土地・建物の返還が遅れるなかで実現することはなかった。

また、図2からは、エリアによる特徴も示唆された。特に兵舎が建設されていたエリアや港湾施設の返還は遅れる傾向にあった^{注4)}。たとえば、横浜商工会議所80年史^{文献8)}では「(陳情・要望を繰り返しながら)敗戦以来約

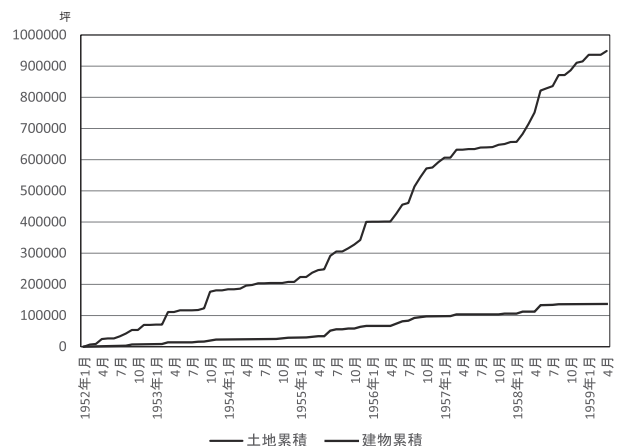


図1 接收解除された土地・建物面積の累積

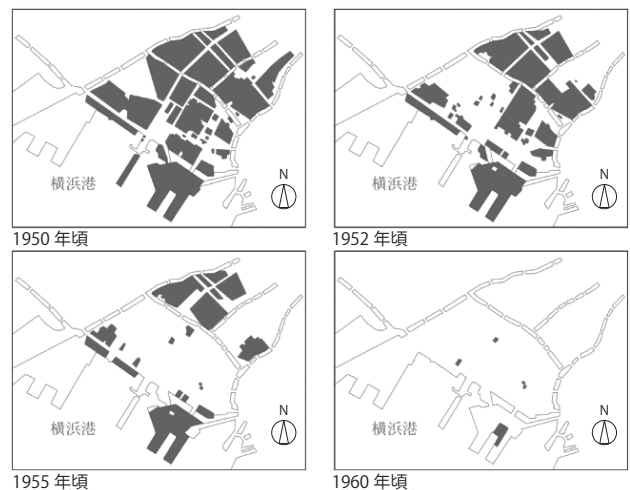


図2 接收地の推移^{文献9)}より引用

10年がかりで横浜港湾施設の約80%が横浜市へ返還されたわけである」との記述もみられた。

加えて、1950年に勃発した朝鮮戦争の影響も無視できないものであろう。平和条約と同時に締結された日米安全保障条約によって、接収解除分の代替地の確保を求められたわけであるが、このことと解除・返還が長期化したことは決して無関係ではない。言い換えれば、接収の長期化によって当初予想しなかった状況が生じ、解除・返還自体も長期化したと言える。

内藤は建築局長に着任（10月4日）後わずか2週間足らずで、防火地域の指定範囲を大幅に拡充（10月14日都市計画審議会）し、促進法を活用するために指定範囲一帯を防火建築帯に迅速に指定したが、接収解除の長期化は、計画的な復興を困難なものとした。

3. 促進法施行下の復興計画の変遷について

こうした接収解除の長期化、段階的な返還を前提とせざるをえない状況のなかで、防火建築帯の造成目標がどのように修正されていったかについては、これまで明らかとされていなかった。

わずかに、1958年作成の防火建築帯造成状況図（建築局作成）^{注5)}と、横浜市独自の融資機関として1952年10月1日に設立された（財）横浜市建築助成公社（以降、助成公社）による10箇年の建設資金運用計画（毎年度の敷地間口延長距離（目標））が知られている程度であり、各年度毎の造成目標がどのように変遷していったのかについては不明であった。

特に、助成公社は1953年度の4210mをピークとする傾斜目標を設定していたが、これがどのような経緯や理由で設定されているのか不明であった。

そこで、神奈川県立公文書館および東京都立公文書館に残されていた、県と市、県と国との間に交わされた行

政文書から、計画目標に関わる記録を抽出し整理した。

抽出できた4通りの計画目標を図3に示した。このうち9月5日案に対しては、二日後9月7日付けの記録で「6月27日付け案を廃止」（し新たに作成）とあった。わずか3ヶ月足らずでの急な目標変更と、10月4日に内藤が着任した直後に都市計画審議会が開かれ、防火地域の指定範囲拡充が審議されている状況から推測すると、6月27日案を廃止させたのはおそらく内藤であり、着任直後の防火地域の拡充とあわせて、局長就任前から、促進法活用による復興を短期間で強力に進めようと構想を温めていたことの表れであると考えられる。着任後の12月5日案ではさらに造成目標が上方修正されている。

しかし、実際の造成は予想に反して極めて低調に進んだため、1953年5月8日案では一変して中長期的な計画、時間をかけて造成していく方針に変更されている。

このように、接収解除を復興の好機としてとらえ、促進法を活用し短期間で集中的に建設推進することを計画しそのために助成公社も設立していたが、解除が長期化するなかで造成計画自体も短期間で繰り返し修正されていたことが分かった。

なお、今回の分析から、助成公社の造成目標は、設立直前の1952年9月5日案がベースとなっていたことがわかった。

4. 敷地共同化の特徴と分布状況について

助成公社ではより効率的に不燃化を進めるために、不燃建築への融資の際に、積極的に共同建築^{注6)}を推奨した。具体的には、間口長さに応じて融資割合を引き上げるなどの工夫を行っており、これは関東大震災後の復興建築助成株式会社の実績・経験をふまえたものであった^{注7)}。

復興建築助成株式会社は民間出資や東京市・横浜市などの公的資金による協同出資（東京市と横浜市の出資比率は5：1）により関東大震災後の大正15年（1926年）に設立されたもので、東京市859件、横浜市75件の助成実績を挙げた。当時の横浜市中区の鉄筋コンクリート造建物約240棟のうち約3割が助成会社からの助成を受けたものであり、耐火建築がなかなか普及していなかった当時において貢献度は高かった^{注8)}。

なお、助成会社では共同建築の場合融資額を5割増しとするなどの工夫を設けており、横浜市建築助成公社ではこの手法を参考として、共同建築であることに加えて間口長さに応じて5段階の融資限度額引き上げの工夫を設けた。

共同建築自体は、住宅金融公庫による融資（以降、公

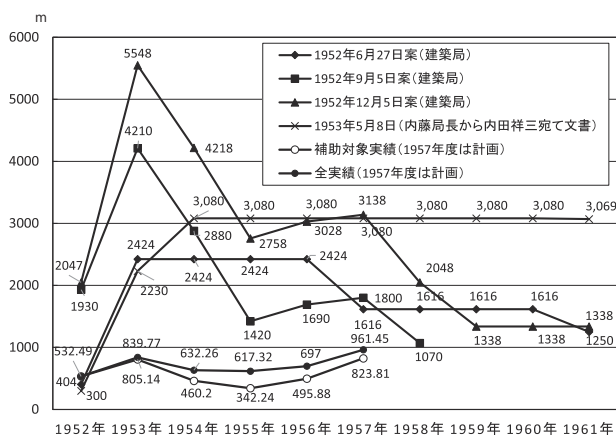


図3 年度毎の防火建築帯造成目標の変遷

庫融資)でも推奨されており、決して横浜独自のものではない(たとえば魚津防火帯は110戸すべて共同建築で建築されるなど地方都市では商店街の近代化の文脈で活用される傾向が強く、この場合共同化率も高い傾向がみられた。)が、東京、横浜、名古屋などの大都市では、この時期すでに戦災復興事業が一段落しつつあったことから(横浜の接収地はのぞく)、とりたてて共同化を強く指導する傾向はみられなかった^{注9)}。むしろ公庫融資基準では、4戸以上でなければならないことや、共同建築主としての条件が厳しかったため適格者が少なく実績はわずかにとどまったとされる。

横浜は、長期間接収されていたという特殊事情と、接収解除地での高密度な防火建築帯指定によって、大都市でありながら、当初から共同建築を強く推奨した都市として特色があるといえる(図4)。

たとえば、助成公社が融資した建築として、接収解除開始後10年間に、横浜市中区で249棟の不燃建築が新築されたが、その中には2以上の建築主による共同建築が59棟含まれていた。

建築主数/建築数(つまり1棟あたりの平均建築主数)を各年度毎に整理すると、表1のように共同化率の高まりには1953～1954年頃と1956～1957年頃の、大きく二つの時期があることがわかり、このうち1956年度、1957年度の共同化率の高まりについては、住宅金融公庫による共同建築への融資優先の方針^{注10)}が影響している可能性が高いが、1953～1954年頃の時期はこのような方針はまだ示されておらず、やはり横浜独自の融資制度(間口長さに応じた融資割合の上乗せ制度)が影響していた可能性が高い。

なお、1955年度は、建設省住宅局から各都道府県建築主務課長宛の行政文書(6月7日付け)のなかに、「防火建築帯造成のための助成の方法につきまして、本年度より補助金の交付による制度を止め、住宅金融公庫からの特別融資に切り替えられることと内定しておりましたが、今回、予算の国会修正案により、国庫補助金として六千万円を計上することとされました」とあるように、建設補助自体が廃止予定であったことがわかる。結果的に補助金は減額され復活したものの、1955年度はかなり混乱した年であったことがわかった(表2)。

1956年度の予算も当初大幅に減額されていたが、これは、「復活要求が通り一億五千万円となった」^{文献12)}とあり、以降ほぼ毎年1億円ベースでの建設補助として定着した。

このように、政府支出による民間建設への直接補助に

表1 年度毎にみた共同建築の特徴

建設年度	全融資耐火建築数	うち共同建築数	全融資耐火建築に占める共同建築の割合(%)	建築主数の合計	一棟当たりの平均建築主数	備考
1952	7	0	0.00	7	1.00	
1953	26	6	23.08	39	1.50	
1954	33	9	27.27	58	1.76	
1955	16	3	18.75	19	1.19	
1956	18	4	22.22	40	2.22	
1957	37	15	40.54	86	2.32	
1958	35	8	22.86	58	1.66	
1959	28	6	21.43	50	1.79	増築2棟含む
1960	36	4	11.11	48	1.33	
1961	31	5	16.13	38	1.23	増築3棟含む

表2 促進法にもとづく建設補助予算額の推移

年度	国庫補助予算(概算)額(千円)	防火建築帯造成間口延長(km)
1952(昭和27)	200,000	4.88
1953(昭和28)	200,000	6.04
1954(昭和29)	90,000	3.4
1955(昭和30)	62,000	3.1
1956(昭和31)	58,000	2.86
1957(昭和32)	150,000	6.1
1958(昭和33)	100,000	4.63
1959(昭和34)	99,920	4.17
1960(昭和35)	113,932	3.7
合計	1,073,852	38.88

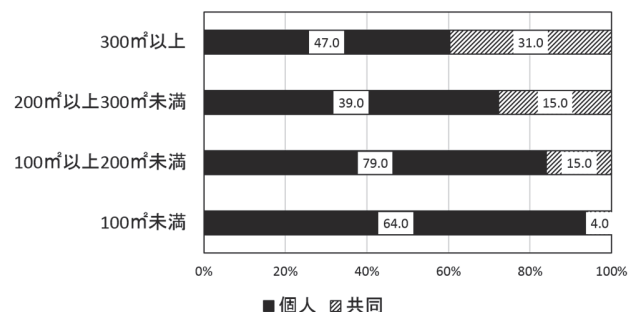


図4 建築面積と単独建築/共同建築との関係

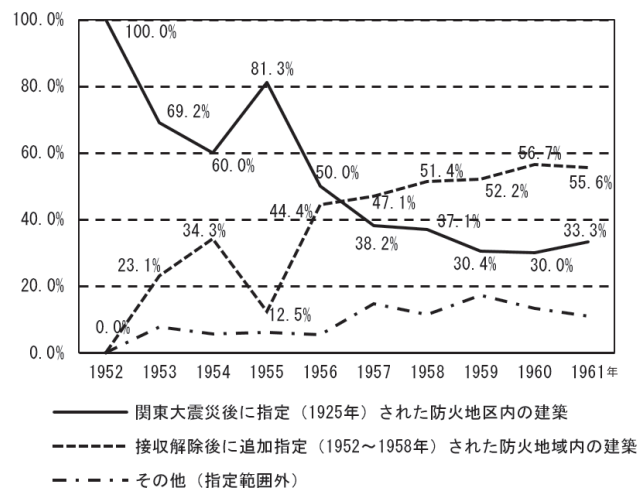


図5 融資耐火建築の立地エリアの特徴



図6 横浜関内外に1952～1961年度にかけて建築された融資耐火建築の分布図

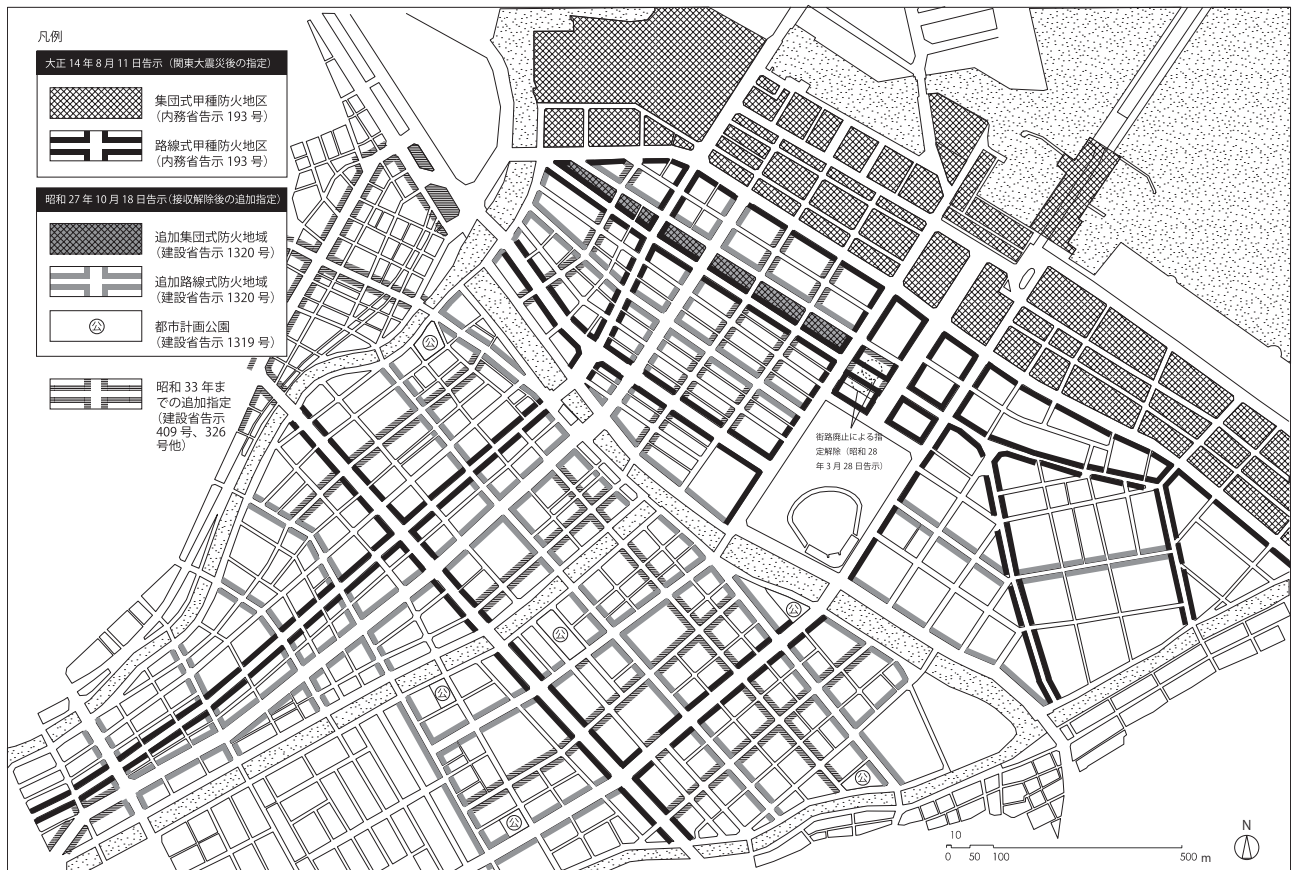


図7 横浜関内外における防火地区（防火地域）都市計画指定拡充の変遷

についてはその効果は大きいものの、際限なく支出額が増大する恐れもあり予算確保の見通しは決して安定的ではなかったことがわかる。他都市の状況は不明であるが、横浜市では実際に 1955 ～ 1956 年度にかけて建築数はかなり減少している。

図 5 は、各年度毎の融資耐火建築がどのエリアに立地しているかについて、内藤によって戦後拡充された防火地域内か、それ以前、つまり関東大震災後に既に指定されていた防火地区内か、にわけて示したものである。

防火地域（防火地区）に指定されると、建築物の耐火性が求められ、建築主の経済的負担も大きくなる。このため、商業地や業務地など、もともと地価が高く、建設投資意欲も高いエリアが指定されるのが一般的であろう。

このように考えると、接收解除間もない、周辺にはまだ建物がまばらにしか存在しない時期に、戦前に既に防火地区に指定されていたエリアから少しずつ建設が始まったことは理解しやすい（図 6，図 7）。

一方で、内藤によって戦後新たに拡充された防火地区^{注 11)}内にも、徐々に耐火建築が建設され、1957 年にはその比率が逆転する。同年 4 月には建築局内に復興助成課が新設^{注 12)}されており、このころ本格的な復興局面に入ったものと見なすことができる。

このように、融資耐火建築の立地動向や、復興建築助成株式会社の経験の応用などの経緯をふまえると、戦前までの都市計画あるいは復興計画との連続性が、復興初期において有効であったことを示唆している。

5. 公社住宅／民間住宅の各々の建設状況

横浜市では助成公社による独自融資に加えて、復興を促進するために、1953 年から神奈川県住宅公社も参画し、民有地における不燃化の際に 3 ～ 4 階部分に公社賃貸住宅を併存する取り組みが進められた。

これは、概念的には民間建築物の屋上を土地とみなしてその上に公的賃貸住宅を乗せるという超法規的な手法であり、区分所有等の法的枠組みが整っていない時代において、民有地におけるはじめての区分所有建物となった^{注 13)}。

第一号となった原ビル以降、中区では同様の手法で 52 棟^{注 14)}の併存ビルが建てられ、供給戸数を増やしていった（写真 1，2 参照）。

そこで、接收解除後の居住回復の受け皿となる住宅建設が全体としてどのように進んでいったのかを、県公社による供給実績と、民間による住宅建設実績の両面から分析を試みる。

このうち、県公社住宅については供給戸数についての詳細な記録が残されているが、民間による住宅建設実績については記録がなく全数把握が困難であるため、現存する融資耐火建築の不動産登記簿謄本を入手し、建設時に住宅金融公庫の融資を受けた物件を抽出することからおおよその住宅建設の傾向を把握することとする。

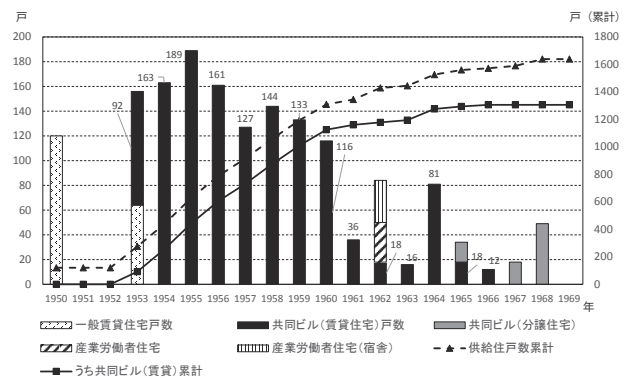


図 8 神奈川県住宅公社による中区の住宅供給実績

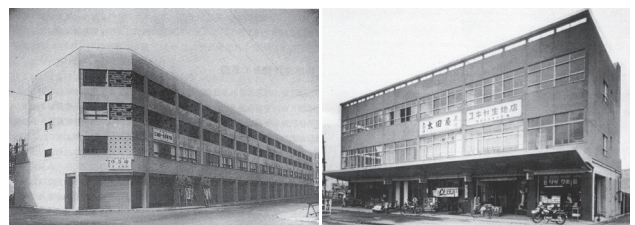


写真 1 (左) 県公社との併存建築の例 (原ビル)

写真 2 (右) 民間による共同建築の例

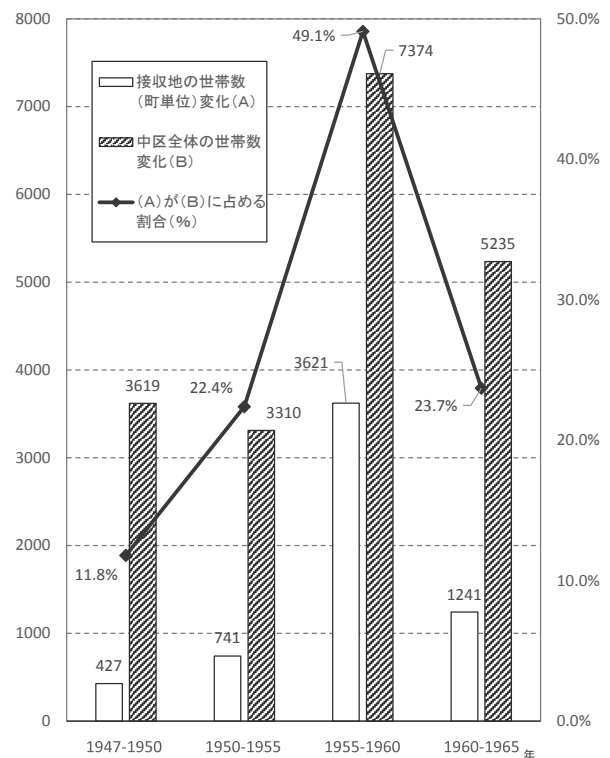


図 9 戦後の中区および接收地における世帯数の変動

まず県住宅公社が中区に供給した住宅戸数の実績を図8に示す^{文献13)}。一般賃貸住宅団地の供給もみられるが、1953年からは民間との併存型による賃貸住宅供給へとシフトし、防火帯造成（とくに共同建築の推進）と連動しながら公的賃貸住宅を供給していったことがわかる。

促進法施行から10年間で併存型だけに限っても計1161戸、設立（昭和25年）当初からの一般賃貸もあわせると、計1345戸の供給実績となることがわかった。

次に民間による建設実績のなかで、住宅戸数がどの程度供給されたかについてであるが、促進法施行10年間の助成公社融資物件249のうち現存している108棟（約43.4%）から公社併存の建物14棟をのぞいた94棟について不動産登記簿謄本により確認したところ、建設当時に住宅金融公庫からも融資を受けていたことが確認できた物件数は31棟であった。公庫からの融資を受けるためには、延べ床面積の概ね1/2以上が住宅床として確保されていることが条件であったことを考慮し、戸あたり融資上限が18坪（約59.5㎡）であったことから推察すると、おおそ186戸相当の公庫融資住宅が供給されていたと推定される^{注15)}。

この傾向が、既に滅失している残りの141棟（県公社による併存住宅は除く）についても同様に当てはまっていたと仮定すると、かなり乱暴な単純計算ではあるが公庫融資住宅は、この時期に約460戸程度は存在していたのではないかと推察できる。

6. 接收地における世帯数回復の特徴

以上の考察をふまえ、当時の中区および接收地の世帯数・人口数の回復状況と、供給住戸数との関係について考察する。

以降、国勢調査の町別データを用いるが、1947年のデータについては1945年に国勢調査が行われなかったため臨時調査のデータを用いている。また、1940年時の国勢調査データ（町別データ）が残されていないため、1937年時の横浜市による独自調査データで代用した。

まず、中区全体でみると、1937年の世帯数、人口数はそれぞれ76,509世帯、347,468人であった。このうち、終戦後占領軍によって接收されるエリアを町単位で抽出し集計したところ、接收地の世帯数、人口数はそれぞれ12,279世帯（区全体の約16.0%）、61,169人（同約17.6%）となった。

図9は戦後の世帯数の変動を、二時点比較により示したものである。世帯数増加を棒グラフで示し、接收地の増加分が中区全体の増加分に占める割合を折れ線グラフ

で示している。

特に顕著なのは1955年から1960年にかけての推移であり、この間の中区全体の増加分（7374世帯）に対して、接收地の増加分（3621世帯）は約半数を占めており、戦前の比率（約16～17%）と比べると極めて高い割合であったことが分かった。

世帯数はすなわち、それだけの住戸数が接收地に供給されていたと解釈することが可能であり、先の研究課題において整理したように、この間1161戸の公社住宅と、約460戸相当の公庫融資住宅、および助成公社のみの融資であってもかなりの数の民間住宅が建設されていたことを総合すると、接收地の世帯数増加分（3621世帯）のうち、少なく見積もっても約4～5割程度はこうした復興事業として供給（直接もしくは公的融資による）された住宅によるものと評価できる。

このように、接收地における世帯数回復の背景には、促進法や市独自の融資機関などの法制度の工夫と、公的住宅と民間住宅の両面の貢献があったことがわかった。

7. 結論

本研究により、次のことが明らかとなった。

まず、横浜中心部では接收が長期化するなかでこの間生じた朝鮮戦争などの国際情勢の変化なども受け接收解除自体も段階的に進められるなかで長期化した。このため、解除後の復興事業としての防火建築帯造成計画についても、その目標値が短期間に何度も修正された。解除後の復興の見通しが立たないことが、帰還事業としてみたときの建築主にとってのリスク要因となり、造成は極めて低調にスタートした。

しかし、こうした中で、横浜市独自の融資機関（横浜市建築助成公社）が復興初期から有効に機能し、敷地共同化の普及にも貢献した。1953年からは神奈川県住宅公社も参画し、民有地における不燃化にあわせて公的賃貸住宅を併存する超法規的な手法を開発し住宅供給に加わった。

特に1955年から1960年の5年間は、中区全域の世帯数増加分の約半数が接收地に集中した時期であり、世帯数の増加はすなわち住戸数の増加とほぼ連動していると考え、少なく見積もっても増加分のうち約4～5割程度は復興事業による貢献（直接住宅供給もしくは公的融資による民間住宅建設）と評価できることがわかった。

民間供給については、とくに1955年度の政府補助金廃止方針（その後減額して予算復活）による落ち込みが

顕著であったが、県公社住宅の供給がこうした民間供給の不安定さをカバーし、一方で、そもそも公的供給機関による供給スピードの遅さ（建築数の少なさ）を建築数の上では約9割を占める民間供給がカバーする相互補完関係が成立していた。

加えて、戦前（関東大震災後）に既に防火地区に指定されていたエリアから復興が始まったことや、助成公社による共同建築推進の手法が、関東大震災後の復興建築助成株式会社の手法を応用していたことなどをふまえると、戦前の経験や蓄積を応用・拡張する姿勢がみられ、特に復興初期には有効に機能したことがわかった。

以上、災害後一定の時間経過を経た後の土地や建物の返還が、都市レベルでみたときの居住機能回復にどのような影響を及ぼしたのかを横浜を例に明らかとした。また、公共と民間の協働（役割分担）の視点や、戦前（被災前）と戦後（被災後）の都市計画の連続性・拡張性の視点を持っていたことが、回復促進要因として指摘できるのではないと思われる。

【謝辞】

本研究に際しては、JIA（公益社団法人日本建築家協会）神奈川地域会（飯田善彦代表）防火帯建築研究会（笠井三義代表）作成の資料も参照した。また、共同研究者である越水奨氏（当時：横浜国立大学4年）の多大な貢献を得た。あわせて感謝いたします。本調査研究は「震災による広域被害・長期避難からの住民帰還事業と複線型復興プロセスの解明」日本学術振興会科学研究費補助研究基盤研究（C）（研究代表者：藤岡泰寛）を得て実施されました。

【脚注】

注1) 1951年10月1日時点で、全国の接収土地面積約11万坪のうち、62.27%を横浜が占めていた。

注2) 1958年ごろには防火建築帯の指定距離は35キロを超えていたが、促進法下の10年間（昭和36年度は横浜市によって経過措置が講じられた）での実際の造成距離は約9キロ程度（非助成分をのぞくと約6キロ程度）にとどまった。

注3) ここでの「居住機能回復」とは、人々が安心して都市に住処を（再）獲得できる状態と幅広く捉えつつも、その重要な尺度として人口・世帯数や住宅数の回復に焦点を当てることとする。

注4) 1955年頃でもまだ接収解除されずに残されているエリアは、吉田町・福富町などにまたがるキャンプ・コウと呼ばれる一般兵士用宿舎、不老町・寿町・山田町・富士見町などに立地する士官宿舎や婦人士官・軍属宿舎、山下公園（公園内にも宿舎が建設されていた）、および港湾施設であった。

注5) 建設省からの依頼を受けて作成されたもの。1958年3月現在のものが横浜市中央図書館に所蔵されている。

注6) 不燃化促進のためにはまとまった間口の耐火建築を建てるのが効果的であるが、当時は区分所有等の法制度が未整備の時期であったため、ひとまとまりの建築敷地としつつも土地所有区分をそのまま継承する縦割り所有型の共同建築（いわばコンクリート長屋）が目指された。

注7) 参考文献10において、内藤は共同建築を推奨する手法について、「横浜市建築助成公社は共同建築の場合には融資の増額を以

て奨励策としている。これはかつて関東震災後の復興建築について当時の復興建築助成株式会社が融資額を共同建築の場合はこれを五割増とした例にならったものである。」と記している。

注8) 文献11による。

注9) 東京都では、横浜市における建築助成公社のような独自の融資機関は設けられなかった。

注10) 融資申し込みが増えたこともあり、1956年ごろから、住宅金融公庫は4戸以上の共同住宅への融資を優先する方針を示している。

注11) 昭和27年の指定拡充を含めて、昭和33年ごろまでに6度の拡充が行われている。

注12) 独立した課を設けることで、様々な補助や融資の制度への相談や申し込み、啓発活動を一本化した。

注13) 公有地における区分所有アパートとしては、1953年5月完成の宮益坂ビルディングが知られるが、民有地における区分所有アパートとしては、弁天通りに建てられた原ビルが日本で最初の建築となった。

注14) 民有地に建てられたものに限る。

注15) なお、公庫融資を受けている・いないに関わらず登記簿上に建物種類として「居宅」「共同住宅」等の記載のあるものは94棟のうち確認できるだけでも60棟にのぼったことから、実際にはこの時期、助成公社からの融資であっても民間による建設実績のかかなりの割合が住宅併存であったものと思われる。

【参考文献】

文献1) 小堀玲奈、戦後横浜における接収が市街地形成に与えた影響についての研究、2009年度東京工業大学卒業論文

文献2) 初田香成、沼津本通防火建築帯について：都市不燃化運動の地方都市における事例研究（都市史：日本近代（2）、建築歴史・意匠）学術講演梗概集・F-2、建築歴史・意匠 2006

文献3) 河合正一、横浜市における足貸アパートの研究 -1・2-、日本建築学会論文報告集（60（第2部））、pp.377-384、1958-10

文献4) 中井邦夫、横浜の防火帯建築における空所の構成、日本建築学会計画系論文集 80(708)、323-330、2015

文献5) 速水 清孝、建築家と建築士―法と住宅をめぐる百年、東京大学出版会、2011年

文献6) 藤岡泰寛・大原一興・小滝一正、買取権付き市街地共同住宅における生業隣接型居住の実態と共同建築手法に関する考察―住商併存の共同化建築に関する研究その1―、日本建築学会計画系論文集 565号・pp.309-315、2003年3月

文献7) 横浜市総務局、横浜市の接収と復興、1959年4月

文献8) 横浜商工会議所 80年史、1960年12月

文献9) 接収解除の歩み、横浜市総務局渉外部、1997年

文献10) 新都市 7(10)、pp.93-97、1953-10

文献11) 栢木まどか・伊藤裕久、横浜における復興建築助成株式会社と共同建築、日本建築学会大会学術講演梗概集、F-2、pp.283-284、2005年

文献12) 都市不燃化運動史、1957年11月

文献13) 神奈川県住宅公社、横浜関内地区の戦後復興と市街地共同ビル、2014.7

文献14) 神奈川県住宅供給公社、公社住宅の軌跡と戦後の住宅政策、1992.8

文献15) 横浜市、横浜市史Ⅱ資料編7 戦災復興と都市計画、2000.12

文献16) 財団法人横浜市建築助成公社、横浜市建築助成公社20年誌、1973.9